

## 住宅災害共済事業細則新旧比較対照表（抜粋）

新条文	旧条文
<p>（生命共済契約に付帯された契約の取扱い）</p> <p>第2条 この会は、この会の実施する生命共済（以下「生命共済」といいます。）の契約に付帯して締結した住宅災害共済契約は、当該生命共済契約とは一体をなすものとみなし、当該生命共済契約に更新、更改、移行、終了、共済契約関係者の異動およびその他の変更がおこなわれたときは、当該住宅災害共済契約にもその効果がおよぶものとして<u>取り扱</u>います。</p>	<p>（生命共済契約に付帯された契約の取扱い）</p> <p>第2条 この会は、この会の実施する生命共済（以下「生命共済」といいます。）の契約に付帯して締結した住宅災害共済契約は、当該生命共済契約とは一体をなすものとみなし、当該生命共済契約に更新、更改、移行、終了、共済契約関係者の異動およびその他の変更がおこなわれたときは、当該住宅災害共済契約にもその効果がおよぶものとして<u>取扱</u>います。</p>
<p>（共済契約の申込みの撤回）</p> <p>第7条 規約第12条（共済契約の申込み）第3項の規定により共済契約の申込みの撤回をする場合には、共済契約申込者は、書面またはこの会の定める電磁的方法により次の各号の内容および申込みを<u>取り消す</u>旨をこの会に示すものとします。</p> <p>（1）共済契約の型</p> <p>（2）申込日</p> <p>（3）共済契約申込者の氏名および住所</p> <p>（4）被共済者の氏名</p>	<p>（共済契約の申込みの撤回）</p> <p>第7条 規約第12条（共済契約の申込み）第3項の規定により共済契約の申込みの撤回をする場合には、共済契約申込者は、書面またはこの会の定める電磁的方法により次の各号の内容および申込みを<u>取消す</u>旨をこの会に示すものとします。</p> <p>（1）共済契約の型</p> <p>（2）申込日</p> <p>（3）共済契約申込者の氏名および住所</p> <p>（4）被共済者の氏名</p>
<p>（共済掛金が未払となった場合の払込票扱い）</p> <p>第9条 共済契約者は、規約第12条（共済契約の申込み）第2項および第18条（共済掛金の払込方法および払込期日）第2項に定める「第20条（共済掛金の払込経路）に定める払込経路、またはこの会が指定する場所」に予定していた共済掛金の<u>払込み</u>ができなかった場合、規約第21条（共済掛金の口座振替）第4項、第6項および第7項、ならびに規約</p>	<p>（共済掛金が未払となった場合の払込票扱い）</p> <p>第9条 共済契約者は、規約第12条（共済契約の申込み）第2項および第18条（共済掛金の払込方法および払込期日）第2項に定める「第20条（共済掛金の払込経路）に定める払込経路、またはこの会が指定する場所」に予定していた共済掛金の<u>払い込み</u>ができなかった場合、規約第21条（共済掛金の口座振替）第4項、第6項および第7項、</p>

新条文	旧条文
<p>第57条（共済掛金の払込み）第2項の規定にかかわらず、この会が指定する払込票またはクレジットカード等で共済掛金を払い込むこと（以下「払込票扱い」といいます。）ができます。2つ以上の共済契約の共済掛金を合算して払い込む場合、共済契約者は対象となる共済契約を指定したうえで、共済掛金を払い込むことができます。ただし、この会の会員が共済掛金の払込票扱いに対応しており、かつこの会の会員ごとに定める払込経路による場合に限りま</p> <p>す。</p> <p>2. 初回掛金の払込票扱いの取扱いは次の各号のとおりです。</p> <p>(1) 支払期限は、規約第12条（共済契約の申込み）第2項に定めるとおりとします。</p> <p>(2) 翌月以降払い込むべき共済掛金がある場合でも、初回掛金のみを払込票扱いで払い込むことができます。</p> <p>(3) 払込票扱いで共済掛金が払い込まれた場合、規約第21条（共済掛金の口座振替）第2項に定める初回掛金の振替日に共済掛金の<u>払込み</u>がされたものとみなします。</p> <p>3. 第2回目以後の共済掛金における払込票扱いの取扱いは次の各号のとおりです。</p> <p>(1) 支払期限は、規約第19条（共済掛金の払込猶予期間）に定める払込猶予期間の最終日とします。</p> <p>(2) 月払の場合で、複数回において共済掛金の<u>払込み</u>ができていないときでも、未払込共済掛金を合算せず、払込月数を指定し、共済掛金を払い込むことができます。</p> <p>(3) 払込票扱いで共済掛金が払い込まれた場合、規約第21条（共済掛金の口座振替）第2項に定める第2回目以後</p>	<p>ならびに規約第57条（共済掛金の払込み）第2項の規定にかかわらず、この会が指定する払込票またはクレジットカード等で共済掛金を払い込むこと（以下「払込票扱い」といいます。）ができます。2つ以上の共済契約の共済掛金を合算して払い込む場合、共済契約者は対象となる共済契約を指定したうえで、共済掛金を払い込むことができます。ただし、この会の会員が共済掛金の払込票扱いに対応しており、かつこの会の会員ごとに定める払込経路による場合に限りま</p> <p>す。</p> <p>2. 初回掛金の払込票扱いの取扱いは次の各号のとおりです。</p> <p>(1) 支払期限は、規約第12条（共済契約の申込み）第2項に定めるとおりとします。</p> <p>(2) 翌月以降払い込むべき共済掛金がある場合でも、初回掛金のみを払込票扱いで払い込むことができます。</p> <p>(3) 払込票扱いで共済掛金が払い込まれた場合、規約第21条（共済掛金の口座振替）第2項に定める初回掛金の振替日に共済掛金の<u>払い込み</u>がされたものとみなします。</p> <p>3. 第2回目以後の共済掛金における払込票扱いの取扱いは次の各号のとおりです。</p> <p>(1) 支払期限は、規約第19条（共済掛金の払込猶予期間）に定める払込猶予期間の最終日とします。</p> <p>(2) 月払の場合で、複数回において共済掛金の<u>払い込み</u>ができていないときでも、未払込共済掛金を合算せず、払込月数を指定し、共済掛金を払い込むことができます。</p> <p>(3) 払込票扱いで共済掛金が払い込まれた場合、規約第21条（共済掛金の口座振替）第2項に定める第2回目以後</p>

新条文	旧条文
<p>の共済掛金の振替日に共済掛金の<u>払込み</u>がされたものとみなします。</p> <p><b>〔以下略〕</b></p>	<p>の共済掛金の振替日に共済掛金の<u>払い込み</u>がされたものとみなします。</p> <p><b>〔以下略〕</b></p>
<p>(中途変更の変更日)</p> <p>第12条 規約第17条(共済契約の型の中途変更)第2項における「細則に定める日」とは、中途変更後の共済契約に対する第1回目の共済掛金の払込日の翌日をいい、変更の効力はその日の午前零時から発生 <b>〔削除〕</b> します。</p> <p>2. 共済掛金を口座振替により払い込む場合において、規約第21条(共済掛金の口座振替)第2項に定める第2回目以後の共済掛金の振替日に中途変更後の共済契約に対する第1回目の共済掛金の<u>振替え</u>ができず、規約第19条(共済掛金の払込猶予期間)に定める猶予期間内に共済掛金の<u>払込み</u>がされたときには、規約第21条(共済掛金の口座振替)第2項に定める第2回目以後の共済掛金の振替日に共済掛金の<u>払込み</u>があったものとみなし、前項を適用します。</p>	<p>(中途変更の変更日)</p> <p>第12条 規約第17条(共済契約の型の中途変更)第2項における「細則に定める日」とは、中途変更後の共済契約に対する第1回目の共済掛金の払込日の翌日をいい、変更の効力はその日の午前零時から発生 <u>するものと</u> します。</p> <p>2. 共済掛金を口座振替により払い込む場合において、規約第21条(共済掛金の口座振替)第2項に定める第2回目以後の共済掛金の振替日に中途変更後の共済契約に対する第1回目の共済掛金の<u>振り替え</u>ができず、規約第19条(共済掛金の払込猶予期間)に定める猶予期間内に共済掛金の<u>払い込み</u>がされたときには、規約第21条(共済掛金の口座振替)第2項に定める第2回目以後の共済掛金の振替日に共済掛金の<u>払い込み</u>があったものとみなし、前項を適用します。</p>
<p>(移行契約)</p> <p>第15条 <b>〔中略〕</b></p> <p>2. 共済契約者は、被共済者について、<u>この会の実施する</u> 学生総合共済事業規約第7条(被共済者の範囲)第1項に定める「学生」でなくなる、もしくは同第2項および第4項に定める年齢の範囲外となり、住宅災害共済の契約に変更しようとする場合には、学生総合共済の契約について解約または満了すると同時に住宅災害共済の契約を締結することができます。</p>	<p>(移行契約)</p> <p>第15条 <b>〔中略〕</b></p> <p>2. 共済契約者は、被共済者について、<b>〔挿入〕</b> 学生総合共済事業規約第7条(被共済者の範囲)第1項に定める「学生」でなくなる、もしくは同第2項および第4項に定める年齢の範囲外となり、住宅災害共済の契約に変更しようとする場合には、学生総合共済の契約について解約または満了すると同時に住宅災害共済の契約を締結することができます。</p>

新条文	旧条文
<p>〔中略〕</p> <p>8. この会は、移行前の契約が無効となり、解約され、解除され、<u>取り消され</u>、効力を失いまたは消滅した場合には、移行はなされなかったものとして<u>取り扱</u>います。</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>〔中略〕</p> <p>8. この会は、移行前の契約が無効となり、解約され、解除され、<u>取消され</u>、効力を失いまたは消滅した場合には、移行はなされなかったものとして<u>取扱</u>います。</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>(住宅災害の程度)</p> <p>第27条 〔中略〕</p> <p>2. 前項の建物の損害額の算出にあたっては次の各号に掲げるものを<u>含みます</u>。ただし、共有物または営業目的に使用しているものは除きます。</p> <p>(1) 畳、建具その他の建物の従物</p> <p>(2) 電気設備、ガス設備、冷暖房設備その他の建物の付属設備</p> <p>(3) 門、塀、垣根その他の建物の付属工作物</p> <p>(4) 建物に付属する物置、納屋その他の付属建物</p> <p>(5) 敷地（ただし、第4項に掲げる場合に限りです。）</p> <p>3. 前項第3号および第4号に掲げるものは、被共済者が集合住宅または借間に居住している場合には損害額の算出の対象と<u>しません</u>。ただし、被共済者または被共済者と同居する親族の費用で取り付けた付属工作物または付属建物については損害額の対象とします。</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>(住宅災害の程度)</p> <p>第27条 〔中略〕</p> <p>2. 前項の建物の損害額の算出にあたっては次の各号に掲げるものを<u>含むものとします</u>。ただし、共有物または営業目的に使用しているものは除きます。</p> <p>(1) 畳、建具その他の建物の従物</p> <p>(2) 電気設備、ガス設備、冷暖房設備その他の建物の付属設備</p> <p>(3) 門、塀、垣根その他の建物の付属工作物</p> <p>(4) 建物に付属する物置、納屋その他の付属建物</p> <p>(5) 敷地（ただし、第4項に掲げる場合に限りです。）</p> <p>3. 前項第3号および第4号に掲げるものは、被共済者が集合住宅または借間に居住している場合には損害額の算出の対象と<u>しないものとします</u>。ただし、被共済者または被共済者と同居する親族の費用で取り付けた付属工作物または付属建物については損害額の対象とします。</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>(契約者割戻金の<u>割当て</u>)</p> <p>第30条 生命共済事業規約第139条（契約者割戻金）第1項に定める「当該事業年度の決算日が属する月の末日に有効な共済契約」とは、<u>当該</u>事業年度の決算日が属する月の末日の24時までの効力を有する共済契約または<u>当該</u>事業年度の</p>	<p>(契約者割戻金の<u>割り当て</u>)</p> <p>第30条 生命共済事業規約第139条（契約者割戻金）第1項に定める「当該事業年度の決算日が属する月の末日に有効な共済契約」とは、<u>〔挿入〕</u>事業年度の決算日が属する月の末日の24時までの効力を有する共済契約または <u>〔挿入〕</u></p>

新条文	旧条文
<p>決算日が属する月の末日中に規約第29条（共済契約の消滅）により消滅した共済契約をいいます。</p>	<p>事業年度の決算日が属する月の末日中に規約第29条（共済契約の消滅）により消滅した共済契約をいいます。</p>
<p>(契約者割戻金の支払方法)</p> <p>第31条 規約第48条（契約者割戻金）に定める契約者割戻金の支払方法につき、この会は次のいずれかの方法で支払います。ただし、この会の会員が取り扱っている支払方法に限ります。</p> <p>(1) この会の会員の組合員出資金への振替え</p> <p>(2) 共済掛金振替口座への振込みによる支払い</p> <p>(3) 共済契約者の指定する口座への振込みによる支払い</p> <p>(4) この会の会員に登録している契約者名義の口座への振込みによる支払い</p> <p>(5) 第34条（電磁的方法による契約者割戻金の支払い）に定める方法による支払い</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>(契約者割戻金の支払方法)</p> <p>第31条 規約第48条（契約者割戻金）に定める契約者割戻金の支払方法につき、この会は次のいずれかの方法で支払います。ただし、この会の会員が取り扱っている支払方法に限ります。</p> <p>(1) この会の会員の組合員出資金への振り替え</p> <p>(2) 共済掛金振替口座への振込みによる支払い</p> <p>(3) 共済契約者の指定する口座への振込みによる支払い</p> <p>(4) この会の会員に登録している契約者名義の口座への振込みによる支払い</p> <p>(5) 第34条（電磁的方法による契約者割戻金の支払い）に定める方法による支払い</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>(電磁的方法による共済契約の申込み)</p> <p>第32条 〔中略〕</p> <p>2. 前項の場合、共済契約申込者は、規約第21条（共済掛金の口座振替）第4項の規定にかかわらず、払込みができなかった初回掛金を翌月以降払い込むべき共済掛金と合算して口座振替により払い込むことができます。この場合、同第2項に規定する振替日に共済掛金の払込みがされたものとみなします。なお、この払込みができなかった場合の取扱いは、同第4項の規定を準用します。</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>(電磁的方法による共済契約の申込み)</p> <p>第32条 〔中略〕</p> <p>2. 前項の場合、共済契約申込者は、規約第21条（共済掛金の口座振替）第4項の規定にかかわらず、払い込みができなかった初回掛金を翌月以降払い込むべき共済掛金と合算して口座振替により払い込むことができます。この場合、同第2項に規定する振替日に共済掛金の払い込みがされたものとみなします。なお、この払い込みができなかった場合の取扱いは、同第4項の規定を準用します。</p> <p>〔以下略〕</p>

新条文	旧条文
<p>(電磁的方法による共済契約の手続き)</p> <p>第 33 条 共済契約者は、次に掲げる事項については、この会<u>の定める所定の書面</u>の提出に代えて、次項、第 3 項または第 4 項に定める方法により手続きをおこなうことができます。</p> <p>(1) 規約第 10 条 (共済金受取人の代理人) 第 1 項に定める指定代理請求人の指定または変更</p> <p>(2) 規約第 34 条 (共済契約者の通知義務) 第 1 項に定める共済契約者等の氏名の変更</p> <p>(3) 規約第 34 条 (共済契約者の通知義務) 第 1 項に定める住所の変更</p> <p><b>〔以下略〕</b></p>	<p>(電磁的方法による共済契約の手続き)</p> <p>第 33 条 共済契約者は、次に掲げる事項については、この会<u>所定の書類またはこの会が定める書式</u>の提出に代えて、次項、第 3 項または第 4 項に定める方法により手続きをおこなうことができます。</p> <p>(1) 規約第 10 条 (共済金受取人の代理人) 第 1 項に定める指定代理請求人の指定または変更</p> <p>(2) 規約第 34 条 (共済契約者の通知義務) 第 1 項に定める共済契約者等の氏名の変更</p> <p>(3) 規約第 34 条 (共済契約者の通知義務) 第 1 項に定める住所の変更</p> <p><b>〔以下略〕</b></p>
<p>(電磁的方法による契約者割戻金の支払い)</p> <p>第34条 共済契約者は契約者割戻金の支払方法について、この会の定める電磁的方法によりこの会に通知することで、「この会の会員の扱う電子マネーへの<u>振替え</u>」または「この会の会員の扱うポイントへの<u>振替え</u>」(以下 <b>〔削除〕</b> 総じて「電子マネー等への<u>振替え</u>」)とすることができます。</p> <p>2. 前項に定める電子マネー等への<u>振替え</u>による契約者割戻金の支払いは、この会の会員が電子マネー等への<u>振替え</u>による契約者割戻金の支払いに対応している場合に限りま</p>	<p>(電磁的方法による契約者割戻金の支払い)</p> <p>第34条 共済契約者は契約者割戻金の支払方法について、この会の定める電磁的方法によりこの会に通知することで、「この会の会員の扱う電子マネーへの<u>振替</u>」または「この会の会員の扱うポイントへの<u>振替</u>」(以下、総じて「電子マネー等への<u>振替</u>」)とすることができます。</p> <p>2. 前項に定める電子マネー等への<u>振替</u>による契約者割戻金の支払いは、この会の会員が電子マネー等への<u>振替</u>による契約者割戻金の支払いに対応している場合に限りま</p>
<p>(共同引受制度での適用日の取扱い)</p>	<p>(共同引受制度での適用日の取扱い)</p>

新条文	旧条文
<p>第36条 この会は、この会の会員と共同引受制度を実施している場合には、規約改正をおこなった場合の適用日を、当該会員ごとの協議によって決めることが<u>でき</u>、それまでは従前の規定を適用します。</p>	<p>第36条 この会は、この会の会員と共同引受制度を実施している場合には、規約改正をおこなった場合の適用日を、当該会員ごとの協議によって決めることが<u>できるものと</u> <u>し</u>、それまでは従前の規定を適用します。</p>
<p>付 則 (2009年1月22日設定) (施行期日) 1. この細則は2009年<u>3</u>月<u>1</u>日より施行します。 〔中略〕 3. 第27条については、2009年<u>3</u>月20日までの適用とします。</p>	<p>付 則 (2009年1月22日設定) (施行期日) 1. この細則は2009年<u>3</u>月<u>1</u>日より施行します。 〔中略〕 3. 第27条については、2009年<u>3</u>月20日までの適用とします。</p>
<p>付 則 (2010年1月26日設定) (施行期日) 1. この細則は2010年<u>3</u>月<u>1</u>日より施行します。 〔以下略〕</p>	<p>付 則 (2010年1月26日設定) (施行期日) 1. この細則は2010年<u>3</u>月<u>1</u>日より施行します。 〔以下略〕</p>
<p>付 則 (2011年7月14日設定) (施行期日) 1. この細則は2011年<u>9</u>月<u>1</u>日より施行します。 〔以下略〕</p>	<p>付 則 (2011年7月14日設定) (施行期日) 1. この細則は2011年<u>9</u>月<u>1</u>日より施行します。 〔以下略〕</p>
<p><u>付 則</u> <u>(2024年(令和6年)5月30日細則一部改正)</u> (施行期日) <u>1. この細則は2024年9月1日より施行します。</u></p>	<p>〔新設〕</p>